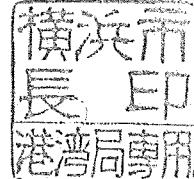


新規事業採択時評価に係る 港湾管理者の意見

港湾企第 1058 号
平成 28 年 3 月 10 日

国土交通省港湾局長

横浜港港湾管理者
横浜市長 林 文子



港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について（回答）

平素から本市港湾行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜港は、我が国の産業や経済の成長を支える重要な役割を担っており、国際コンテナ戦略港湾としてのコンテナ物流機能に加え、完成自動車等の一般貨物、原油、LNGなどの様々な貨物取扱いや倉庫等の物流機能、工場等の生産機能を持つ総合港湾として発展しています。

このうち、輸出貨物量の約 4 割を占める完成自動車貨物においては、平成 27 年の貿易額は対前年比 18.5% の増加を示していることや TPP 協定の締結、中近東やアフリカ等の新興国の発展等もあり、国内自動車メーカーによる生産や中古車輸出の増加が見込まれています。また、完成自動車貨物の主力ふ頭である大黒ふ頭は、広く関東エリアに立地している多くの自動車メーカーによって、完成自動車の輸出拠点として利用され、広範な関連産業を持つ自動車産業の基盤として、日本経済や雇用創出に大きく貢献しています。

一方、大黒ふ頭では、近年、完成自動車の取扱台数の増加による自動車専用船の利用隻数の増加や大型化に伴い、6 バースの連続岸壁を 4 バースで運用せざるを得なくなるなど岸壁のバース不足や水深不足が顕在化しており、非効率な輸送を強いられている状況にあります。

つきましては、完成自動車の効率的な海上輸送を実現し、我が国の産業競争力強化を図るために、老朽化した大黒ふ頭 P3・4 岸壁の修繕と合わせて水深 12m へ増深改良を行うとともに、延長 1,100m の既存岸壁を含めて延長 1,400m の連続バースとして再編することが必要不可欠です。

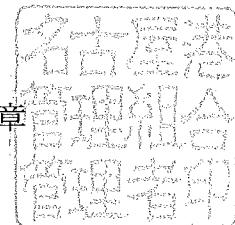
以上のことから、平成 28 年 3 月 3 日付け国港計第 34 号の照会については異存ありません。横浜港を利用する関係者からも強い要望がありますことから、円滑な事業進捗に特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。



名港管第2171号
平成28年3月9日

国土交通省港湾局長様

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章



港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について（回答）

平素より名古屋港の港湾行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を
頂き厚くお礼申し上げます。

平成28年3月3日付け国港計第34号で照会のありました「名古屋港飛島
ふ頭地区ふ頭再編改良事業」につきましては、下記の点から必要不可欠であり、
平成28年度予算化することについて異存はありません。

記

名古屋港は、我が国の基幹産業である自動車関連産業を始め、工作機械、航空
宇宙産業などの製造業が背後圏に集積し、世界屈指のものづくり産業を物流面
で支え、我が国経済の発展に大きく貢献しています。

そのような中、近年、経済発展が進む東南アジア諸国での生産拡大や製造業の
国内回帰に伴う貨物量の増加や、世界的なコンテナ船の大型化の影響による東
南アジア航路の大型化が急速に進んでいます。

名古屋港に寄港する東南アジア航路の多くは、飛島ふ頭東側コンテナターミ
ナル（R1、R2）を利用してますが、昭和47年に供用された当該岸壁は、
水深が12mと浅く、利用上、喫水調整等、非効率な輸送が発生しているとともに
老朽化対策も必要となっております。

本事業は、飛島ふ頭東側コンテナターミナルの岸壁（R1、R2）の大規模修
繕と船舶の大型化に対応した増深改良を実施することにより、施設の機能回復
と非効率な輸送の解消を図るものであり、名古屋港背後圏に立地する基幹産業
の国際競争力の強化のために必要不可欠であります。

つきましては、名古屋港飛島ふ頭地区ふ頭再編改良事業の平成28年度の予
算化とともに早期整備が図られるよう、特段のご配慮を賜りますようお願いい
たします。

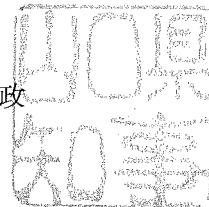


平 27 港 湾 第 523 号
平成 28 年(2016 年)3 月 7 日

国土交通省港湾局長 様

徳山下松港港湾管理者 山口県

代表者 山口県知事 村岡 嗣政



港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について（回答）

山口県の港湾行政につきまして、平素から御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。さて、平成 28 年 3 月 3 日付け国港計第 34 号で照会のありました「徳山下松港国際物流ターミナル整備事業」を予算化することにつきましては、異存ありません。

徳山下松港は、西日本一円に立地する火力発電所や鉄鋼、製紙、化学工業等で発電燃料に用いられる石炭の輸入・移出拠点として重要な役割を果たしており、背後圏は石炭火力発電により得られた電力により稼働する石油化学コンビナートが形成され、製造される化学基礎素材や石油製品等は国内のさまざまな産業の生産活動を支えております。

さらに、瀬戸内各所では石炭火力発電所の新設・更新が多数計画されるなど、徳山下松港を拠点とした石炭輸入の重要性が増しており、石炭を取り扱う企業間においては共同輸送の取り組みが進んでいます。

一方で、徳山下松港の下松地区、徳山地区、新南陽地区の各地区には、ケープサイズ級やパナマックス級の大型石炭運搬船の共同輸送に対応した施設がなく、大型石炭輸送船による効率的な石炭輸入を実現するためには、各地区に共同輸送に対応する港湾施設の整備が喫緊の課題となっております。

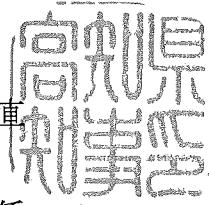
本事業は、石炭の安定的かつ安価な輸入の実現に向けて、企業間の連携による大量一括輸送に対応した輸入拠点及び効率的な海上輸送ネットワークを形成するとともに、基幹産業の国際競争力の維持・強化および地域の雇用と所得の維持・創出に資する重要な事業であり、本事業の平成 28 年度の予算化について、格別な御配慮を賜りますようお願いいたします。



27高港海第814号
平成28年3月9日

国土交通省港湾局長様

高知港海岸管理者 高知県
代表者 高知県知事 尾崎 正直



高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業の新規事業採択時評価に係
る意見照会について（回答）

平素は、本県の海岸行政の推進につきまして、格別のご支援とご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、平成28年3月3日付け国港海第193号で照会のありました「高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業」は、南海トラフ地震・津波対策を推し進めるうえで、本県にとっての悲願であり、歴史的な事業です。

下記のとおり、本県にとって必要不可欠な事業であり、高知市など地元からも強い要望があることから、確実に平成28年度に予算化を図っていただきますよう、お願ひいたします。

記

高知港海岸は、多くの2級河川が流れ込む浦戸湾を囲むように形成されており、湾奥部には高知県庁や高知市役所等の都市機能が集積する高知市中心市街地が広がるとともに、臨海部は石油備蓄基地や製造・造船等の工場も立地しています。

現在の海岸保全施設は、1970年の台風被害を契機に整備を実施しており、建設後40年以上経過したものが多く、老朽化が進んでおります。

また、南海トラフを震源とする地震が発生した場合、高知市内は2m程度地盤が沈下するとともに、老朽化した防潮堤等が揺れや液状化により倒壊・沈下し、その後襲来する津波により、広範囲且つ長期にわたる浸水被害が予測されております。

このため、国・県・市が連携し、地震・津波対策の検討を行ったうえで、「三重防護」による対策がもっとも効果的な対策であるとの結論に達しました。

この三重防護が完成すれば、L1津波に対しては完全に浸水を防ぐことができ、最大クラスのL2津波に対しても、浸水面積を大幅に減少させることはもとより、浸水期間の大幅な短縮となり、県全体の社会経済活動の早期の復旧・復興が可能となります。

三重防護による対策は、一日も早く実施する必要があります。しかし、この対策は、規模が著しく大きいことや、高度な技術を要することから、直轄における事業実施が必要不可欠です。

県といたしましても、直轄事業と連携しながら県事業の推進に努めてまいります。
つきましては、平成28年度に予算化を図っていただきますよう、お願ひ致します。